

資料 3-5-4 東芝教育訓練用原子炉施設(TTR-1) 保安規定変更申請の補正方針

(1) 液体廃棄物の放射性物質濃度の測定器の管理方法の明確化

変更前 (変更申請)	変更後 (補正申請)	備考																							
(廃液中の放射性物質の濃度の測定) 第57条 放管長は、前条第1項第5号の貯留槽に集めた水溶液廃棄物については貯留槽が満水になるつど、又は必要に応じて放射性物質の濃度を測定し、核種分析を行わなければならない。 2. 放管長は、前条第4項第2号の希釈槽に送られた水溶液廃棄物について排出するつど、放射性物質の濃度を測定しなければならない。また、希釈処理以外の方法による処理を行った廃液にあっては、核種分析を合わせて行わなければならない。	(廃液中の放射性物質の濃度の測定) 第57条 放管長は、前条第1項第5号の貯留槽に集めた水溶液廃棄物については貯留槽が満水になるつど、又は必要に応じて放射性物質の濃度を測定し、核種分析を行わなければならない。 2. 放管長は、前条第4項第2号の希釈槽に送られた水溶液廃棄物について排出するつど、放射性物質の濃度を測定しなければならない。また、希釈処理以外の方法による処理を行った廃液にあっては、核種分析を合わせて行わなければならない。 <u>3. 前2項の放射性物質の濃度測定及び核種分析に使用する放射線測定器とその管理は、第50条に規定するとおりである。</u>	記載の適正化																							
第6表 放射線測定器（第50条関連） <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線測定器の種類</th><th>測定線種</th><th>台数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">計数装置</td><td>α</td><td rowspan="3">各 1</td></tr> <tr><td>β</td></tr> <tr><td>γ</td></tr> <tr> <td>低バックグラウンド計数装置</td><td>β</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	放射線測定器の種類	測定線種	台数	計数装置	α	各 1	β	γ	低バックグラウンド計数装置	β	1	第6表 放射線測定器（第50条関連） <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線測定器の種類</th><th>測定線種</th><th>台数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>放射線</u>計数装置 <u>表面密度・放射性物質濃度等測定</u> <u>同上</u> <u>核種分析</u></td><td>α線 β線 γ線</td><td>各 1</td></tr> <tr> <td>低バックグラウンド計数装置</td><td>β線</td><td>1</td></tr> <tr> <td><u>サーベイメータ</u> <u>空間線量測定</u> <u>同上</u> <u>表面密度等測定</u> <u>同上</u></td><td>γ線 <u>中性子線</u> α線 β, γ線</td><td>各 1</td></tr> </tbody> </table>	放射線測定器の種類	測定線種	台数	<u>放射線</u> 計数装置 <u>表面密度・放射性物質濃度等測定</u> <u>同上</u> <u>核種分析</u>	α 線 β 線 γ 線	各 1	低バックグラウンド計数装置	β 線	1	<u>サーベイメータ</u> <u>空間線量測定</u> <u>同上</u> <u>表面密度等測定</u> <u>同上</u>	γ 線 <u>中性子線</u> α 線 β , γ 線	各 1	記載の適正化
放射線測定器の種類	測定線種	台数																							
計数装置	α	各 1																							
	β																								
	γ																								
低バックグラウンド計数装置	β	1																							
放射線測定器の種類	測定線種	台数																							
<u>放射線</u> 計数装置 <u>表面密度・放射性物質濃度等測定</u> <u>同上</u> <u>核種分析</u>	α 線 β 線 γ 線	各 1																							
低バックグラウンド計数装置	β 線	1																							
<u>サーベイメータ</u> <u>空間線量測定</u> <u>同上</u> <u>表面密度等測定</u> <u>同上</u>	γ 線 <u>中性子線</u> α 線 β , γ 線	各 1																							
(放射線測定器の管理及び測定方法) 第50条 放管長は、所管する放射線測定器（第6表）について1年ごとに定期的な校正を行い、常に使用できるように管理しなければならない。ただし、廃止措置に伴う作業によって当該機器の維持管理の必要がなくなった場合は、この限りでない。 2. 放管長は、前項の点検の結果、当該測定器の性能を維持できないと認めた場合は直ちに当該放射線測定器の修理を行うとともに、他の放射線測定器をもってあてる等の措置を講じ、その旨を室長、管理担当部長及び原子炉主務者に連絡しなければならない。	変更なし																								

TTR-1 保安規定変更申請の補正

(2) 可燃物の管理に関する条文の追加

変更前（変更申請）	変更後（補正申請）	備考
	<p><u>(火災の発生防止措置)</u></p> <p><u>第6.6条の2 室長は、TTR-1における火災発生の防止のため、以下の措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 原子炉室に、必要のない危険物及び多量の可燃物を持ち込まないよう管理する。</u></p> <p><u>(2) 原子炉室に、危険物あるいは多量の可燃物を持ち込む必要がある場合は、火災発生の防止措置と火災発生時の通報等の事前措置を行う。</u></p>	法令改正に伴う変更